



発行 社会福祉法人 聖友ホーム
 聖友乳児院（乳児院）
 聖友学園（児童養護施設）



理事長就任
 挨拶
 角南和子

改築される施設とともに、子どもの成長と職員的情熱を支えていきたい。



本年6月の理事会をもって理事長に就任いたしました。私は弁護士をしております、専門分野として、子どもの人権に関する事件（少年事件、いじめや体罰などの学校問題、児童福祉）を扱ってま

人の意向・意思が置き去りにされてしまい、その経験が子どもを無力にしたり、子どもに大人への不信感を生んでいることがよくありました。我が国では、大人がベストだと思う選択肢こそが子どもにとって最善であるとの考え方がまだまだ強いからでしょう。

いりました。児童福祉に関しては、子どもの側でシェルターや自立援助ホームの子ども担当弁護士を務めたり、親の側で児童相談所との交渉の代理を依頼されたりしますし、児童相談所に非常勤弁護士として関わったこともあります。

平成28年の改正によって児童福祉法第1条で子どもの権利条約の精神に則ることが明記されましたが、当法人の子どもたちへのケアが、子どもの権利条約の精神に則った適切かつ十分なものに到達しているかという、今はまだ疑問符をつけざるをえません。しかし、職員たちの子どもを思う熱意とやる気には目を見張るものがあります。ただ今当法人では改築が進んでおりますが、建物だけでなくケアの中身も進化するべく、職員の頑張りを支えていくのが、私の役目だと思っております。

1994年に我が国が批准した子どもの権利条約には、大人と異なり子どもは成長発達する存在であるがゆえに保障される権利も規定されていて、第12条では子どもの意見表明権の保障が求められています。けれども、私が携ったケースでは、子どもの生活やひいては人生に関わる事柄を決めるときに、子ども本

どうぞ、聖友ホームを、子どもたちを、職員を、応援し続けてやってください。



合築事業の報告 その④

改築が進んでいます。

コロナ禍による停滞、資材の高騰など順調とはいえませんが、旧舎の解体に整地と進んで、漸く建て替え工事も本格化。近隣の方々にご迷惑をおかけしています。2025年の完成まで皆様の温かい見守りをお願いいたします。



学園建物基礎部分がなくなった様子



10月26日地鎮祭が催行されました



建て替え工事の本格化に伴い 見直される乳児院の防災

長から講評をいただく時には、その場の雰囲気を理解しているのか、静かに聞いている姿がとても微笑ましいです。

乳児院もユニット化に動く

日中想定 of 避難訓練では、クラス職員だけでなく間接部署の職員も参加しますが、夜間想定の場合は現実に即し、1クラス2名の夜勤職員だけでクラス全員の避難をしなければなりません。10/12現在だと、1クラス19名の児童を2名の職員で避難させます。本来は、緊急の際学園の職員にも応援要請を出せませんが、現在は、建て替え工事中のためそれも出来ません。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)において、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、乳児院でも毎月必ず避難訓練を実施しています。

「怖い!?楽しい!?避難訓練」

乳児院は、生まれたばかりの新生児から、3歳程度の児童までが在籍しており、体調不良等の理由がなければ、児童全員が避難訓練に参加します。乳児は、おんぶ紐やクーハン（避難用の籠のようなもの）を使用し、座位が安定し自立歩行が出来るようになりますと、ワゴンに乗って避難します。毎月のことなので高月齢児は慣れたもので、避難訓練と聞くと「逃げる逃げる?」「ジリジリ（火災報知器警報）する?」と職員に尋ねたりすることもあります。実際に、警報が鳴り避難を開始すると、慣れないお子さんは泣いてしまったり、キョトンとした表情の子や、中には楽しそうな子もいて、反応は様々です。全体的には、いつも落ち着いて訓練を行えているように思います。また、防災頭巾を被り、頑張っている子どもたちの姿はとても可愛らしく、避難後院



安全に配慮しながら順番にワゴンへ！

乳児院職員は、夜勤の際、災害などが起きた時の備えも十分にしなければならず、地震が続いている時などは特に、不安やプレッシャーを感じながら職務に当たっています。

本格的に建て替え工事が始まり、乳児院でもユニット化に向け動き出しています。そのため、防災防犯の観点からも色々と見直し、職員の意識向上や、実際に災害が起こった時に落ち着いて行動出来るように、訓練を重ねていきたいと思っています。万が一の事態に備え、大切な子どもたちの命を守るため、今後も職員一丸となって日々尽力していきたいです。

聖友乳児院 保育士 仲西理恵



院長の講評の時間、
静かに聞いています！

中学生の スマートフォン所持に向けて、 児童会を開催しました



2022年度の調査で、東京都内の中学生のスマートフォンの所持率は、約80%となっており、聖友学園でも以前より、どうしたら中学生にスマートフォンを持たせてあげられるかを、検討してきました。しかし、費用面でのハードルが高く、なかなか検討が進みませんでした。

今年度になり、国から措置費内での携帯電話使用料金の支払いが認められ、携帯会社の料金面の整備も整い始めました。中学生のスマートフォン所持に向けた動きが進んできた中で、子どもたちからも
「クラスの子はほとんど持っている」
「持っていないのは自分ともう一人くらい」
という声も上がっており、本格的な検討を始めました。

最初に行ったのは、スマートフォン所持に向けたルール作り。

初めは、職員が作成したもので施行と考えていました。ですが、やはり子ども自身が使うものなので、子どもの意見も取り入れるべきとの声上がり、今回の児童会の開催へと至りました。

児童会の中では、職員の作成したルールを基に、積極的な意見交換がなされ、充実した会になりました。

子どもたちの意見により、変更した例として
「**食事中、入浴中、トイレ中は使用しない**」



子どもたちでスマホ貸出ルール案作成中



多くの大人がそうであるように、子どもたちにとってもスマホは生活の一部になっています。スマホにはSNSなどのトラブルもありますが、友人とのコミュニケーションや学習にも活かすことができる非常に便利なツールです。スマホ依存にさせないよう、持たせない選択ではなく、より早い段階から正しいスマホの使い方を学ぶ機会が必要だと考えています。

というものに対して、
「お風呂に入りながら音楽を聴きたい」
「水没させないために入浴中に使えないなら、脱衣所は良いのでは？」
「時間とかは、気を付けながら入ればいいんじゃない」
「でも、ご飯中はダメ

だよ」

という意見が出ました。それを基に「**食事中は使用しない。入浴中、トイレ中は長時間の使用などで他の人の迷惑にならないように気を付けること**」と変更になりました。

子どもたちにとっても、児童会を通して意見を出すことによって、自分たちの意見がきちんと反映されるという、良い経験にもなったと思います。また、念願であったスマートフォンを持てることによる嬉しさは、非常に強く伝わってきます。しかし



みんなで決めたルールを共有

、良い面もあれば悪い面も沢山あるのが、現代の情報社会でもあります。今後、子どもたちを情報社会の闇から守る為にも、まずは職員側がより一層のネットへの知識を身に付け、それを子どもたちと一緒に考えていくことが必要になってきます。

聖友学園 児童指導員 星野勇貴

松坂自立援助基金 2022年度事業報告

<支給>

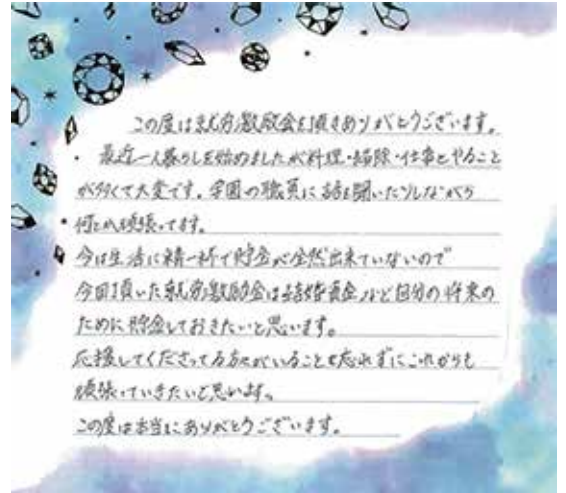
就労激励金 4名
20歳祝い金 10名

職員からのメッセージが書かれた、成人祝いの色紙も渡すことができ、思い出話でも大いに盛り上がりました。

退所してから数年経ち、一人暮らしを始めた人、転職した人、出産した人、結婚を考えている人など、様々な人生の転換期を迎えている卒園生も、数多くいます。受け渡しの際には、日頃の苦労話や相談事、頑張り等の近況を聞けるため、卒園生との継続した関わりを持てる良い機会となっています。

杉並区で成人式をしてくれた卒園生に、20歳祝い金を渡す際、成人の日と一緒に祝うことができました。

もうすっかり女性となった、振袖姿を見せてくれた卒園生もおり驚きです。今回の対象者では、環境にも恵まれ新卒から継続して働くことができた人も多く、社会人としても成長した姿は、とつても頼もしく思います。また、彼らを知る法人内の大勢の



就労激励金対象の卒園生
U・Mさんからの手紙

<再就職支度金>

卒園生1名：退所後、生活場所と就労先に困っているという相談を受け、新たなスタートを切るために再就職支度金を支給し、正社員就労までの生活費（8月～12月分：276,400円）を支給しました。

<貸付>

卒園生1名：急を要する手術費用が足りないと相談を受け、手術費用の一部として50,000円を貸付しました。

在園生1名：入所期間が短く貯金がないため、スマートフォン本体購入費用として15,800円を貸付しました。

<要綱改定>

これまで義務教育終了後の児童が基金の対象でしたが、在園児童全般の自立援助に基金を活用できるよう、要綱の一部を改訂しました。この改訂により、3面記事にもある中学生への携帯貸与費用を助成することができました。新しい要綱はHPに掲載しておりますので、ご参照ください。

<松坂自立援助基金 寄付振込先>

- ①郵便振替
記号番号 00190-7-712832
口座名義 社会福祉法人聖友ホーム
児童養護施設聖友学園
- ②銀行振込
銀行名 ゆうちょ銀行(9900)
支店名 〇一九支店(019)
口座番号 072832(普通預金)
受取人名 シャイフクホウジシエイホーム
ジドウヨウシシエイカケン



《寄付振込先》

- ①郵便局
記号番号 00160-1-766760
口座名義 聖友ホームささえ隊
- ②銀行名 ゆうちょ銀行(9900)
支店名 〇一九店(019)
口座番号 0766760(当座預金)
受取人名 セイユウホームササエタイ

ご寄付の お願い

いつも聖友ホームの子どもたちにお心を寄せていただき、ありがとうございます。本紙1ページでお知らせしたとおり、改築工事は順調に進んでおります。10月には元の学園の建物が基礎部分まで取り除かれ、11月からの新築工事にに向けて地鎮祭も行われました。

子どもたちも職員も、工事の進捗を見て、来年秋の新しい建物を楽しみにしています。生活棟完成までの1年間の子どものための生活を支えるためにも、そして、改築後の新しい建物には各所に見合った備品を設置するためにも、相応の費用が必要になってまいります。子どもたちの暮らしを支えるために、どうぞご寄付のご支援、ご協力をお願いいたします。



発行 社会福祉法人



聖友ホーム

Eメール sasaetai@seiyuhome.org

法人本部 TEL 03-3336-9830 FAX 03-3338-4679
聖友乳児院 TEL 03-3338-1849 FAX 03-3338-4679
聖友学園 TEL 03-3338-1844 FAX 03-3338-1894

〒166-0001
東京都杉並区阿佐谷北3-28-19

ホームページ <https://seiyuhome.org>